

第六十五号議案

江戸川区民センターの指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十七年十一月二十六日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区民センターの指定管理者の指定について  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区民センターの指定管理者を次のように指定する。

| 名 称       | 指 定 管 理 者  |                            | 指 定 の 期 間                  |
|-----------|------------|----------------------------|----------------------------|
|           | 所 在 地      | 名 称                        |                            |
| 江戸川区民センター | 中央区明石町二番一号 | 株式会社アターブル松屋<br>代表取締役 本間 英司 | 平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで |

（説明）

平成二十八年三月三十一日に指定期間が終了することにより、同年四月一日からの江戸川区民センターの指定管理者を指定する必要があるため、本案を提出いたします。